スポーツ庁
JAPAN SPORTS AGENCY

令和7年度

地域スポーツクラブ活動体制整備事業

地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業

岐阜県各務原市

自 治 体 名 ： 岐阜県各務原市
担 当 課 名 ： 学校教育課
電 話 番 号 ： 058-383-1118

1.自治体の基本情報

スポーツ庁

基本情報

面積	87.81㎢
人口	141,104人
公立中学校数	8校
公立中学校生徒数	3,786人
部活動数	95部活
地域クラブ活動数	64クラブ
市区町村の協議会・検討会議等の設置状況	設置済み
市区町村の推進計画・ガイドライン等の策定状況	策定済

地域連携・地域展開における市区町村の現状・課題

本市には8校の中学校があり、生徒数3,786人で95部活動（運動部）が活動している。種目によっては、競技志向の強い生徒はクラブチームに加入し、学校部活動に入らない状況もある。

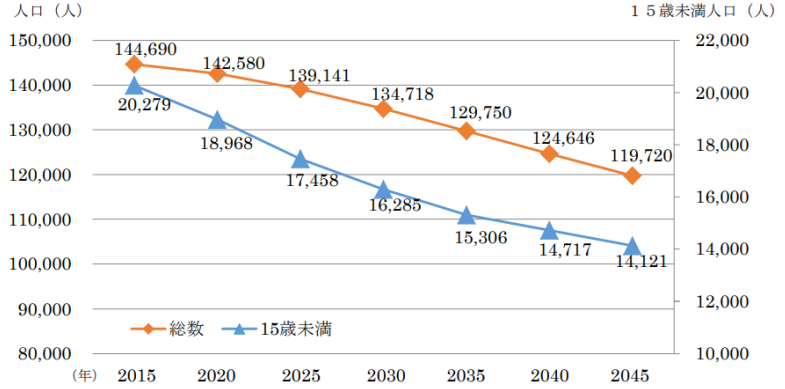
本市では、休日活動の展開先を、保護者会が実施主体となるものと、スポーツ協会の種目団体が実施主体となるものとし、その活動団体を「ジュニアクラブ」と呼称している。令和8年4月までに、すべての部活動がジュニアクラブに展開することを目指している。

協会ジュニアクラブは、ホッケー、柔道、水泳、サッカー、剣道が展開先となり活動をしている。部活動設置校はもとより、希望すれば部活動がない学校の生徒でも参加できる体制が整っている。

保護者会ジュニアクラブは、活動時間や活動場所等部活動顧問と連携を図りながら計画を立て、社会人指導者が指導にあたっている。今後、保護者会ジュニアクラブでクラブ員数が減少し、活動が成り立たなくなった場合においても、希望をする生徒が活動できる体制を構築していく必要がある。

スポーツ協会ジュニアクラブは、平日の活動を実施できているクラブもあるが、活動場所の関係で放課後の全員が揃っての活動が難しいクラブもある。

【各務原市の総人口と15歳未満人口の推移】



出典：各務原市学校適正規模・適正配置等に関する基本計画（令和2年6月）

市内中学校設置部活動数

	部活動数
那加中	13
桜丘中	9
稲羽中	10
川島中	8
鵜沼中	12
緑陽中	9
蘇原中	17
中央中	17

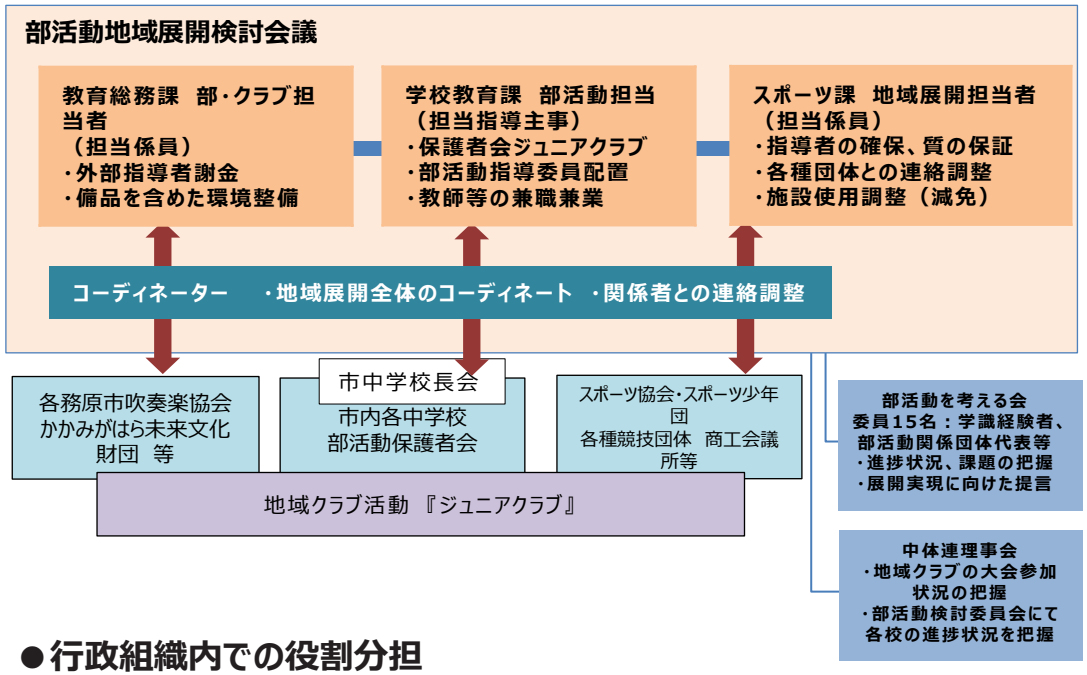
出典:各務原市教育委員会学校教育課

2.実証内容と成果

スポーツ庁

運営体制・役割

●運営体制図（市区町村における推進体制図）



●行政組織内での役割分担

◉教育委員会（学校教育課、スポーツ課、教育総務課）

- 部活動地域展開コーディネーター：スポーツ課や教育総務課と連携し、学校部活動の地域展開に向けた関係機関（学校、スポーツ協会、地域）等との連絡調整や実態調査、各種協議会への参加を行い、地域展開を進める。
- 学校教育課：地域クラブ展開の認定及び総括、学校と各協会ジュニアクラブの連絡調整。
- スポーツ課：スポーツ協会ジュニアクラブとの連絡調整、指導者謝金補助の事務手続き。
  市内体育施設に関する調整とジュニアクラブへの支援。
- 教育総務課：保護者会ジュニアクラブに関する指導者謝金の事務手続き。

◉首長部局（財政課、会計課）

・指導者謝金補助に関しての予算、予算執行

年間の事業スケジュール

令和7年4月	検討会議（各課担当者打合せ）
令和7年5月	中学校長会、中体連理事会
令和7年6月	第1回部活動を考える会
令和7年7月	中学校長会：文化部活動について
令和7年7月	バレー協会との連絡調整
令和7年9月	中学校長会（文化部活動の休日校舎利用について調整）
令和7年10月	保護者会ジュニアクラブの新規登録手続き
令和7年11月	部活動検討委員会 第2回部活動を考える会
令和7年12月	入学者説明会（地域展開説明）
令和8年1月	市スポーツ協会（地域展開検討）
令和8年2月	第3回部活動を考える会
令和8年3月	中学校長会（次年度に向けて）

2.実証内容と成果

スポーツ庁

ジュニアクラブの活動実績

①全体に関すること

実施した地域クラブ活動総数		63クラブ	
ケース別地域クラブ活動数	A：部活動を地域展開した形の地域クラブ活動数（及び展開された部活動数）		64クラブ（64部活動）
	B：部活動にはない種目等、新規の地域クラブ活動数		0クラブ
全体の指導者数	127人	全体の運営スタッフ数	190人

②各クラブに関すること（一部抜粋）

地域クラブ活動名	運営団体種別	種目	実施回数（平日・休日）	実施時間帯	参加者（学年別）	実施期間	指導者数	運営スタッフ数（他クラブと兼務）	会費	大会参加方法
サッカー協会ジュニアクラブ	スポーツ協会	サッカー	・平日　3回 ・休日　1回	【平日】 17:00～18:00 【休日】 9:00～12:00	1年：44人 2年：35人 3年：24人	年間	18人	21人	5,000円/月額	地域クラブ
ホッケー協会ジュニアクラブ	スポーツ協会	ホッケー	・平日　3回 ・休日　1回	【平日】 17:00～18:00 【休日】 9:00～12:00	1年：10人 2年：19人 3年：　4人	年間	8人	10人	2,000円/月額	地域クラブ
A中学校女子バレーボールジュニアクラブ	保護者会	バレーボール	・休日　1回	9:00～12:00	1年：　8人 2年：　2人 3年：　5人	年間	2人	3人	1,500円/月額	【中体連】部活動 【その他大会】地域クラブ

2.実証内容と成果

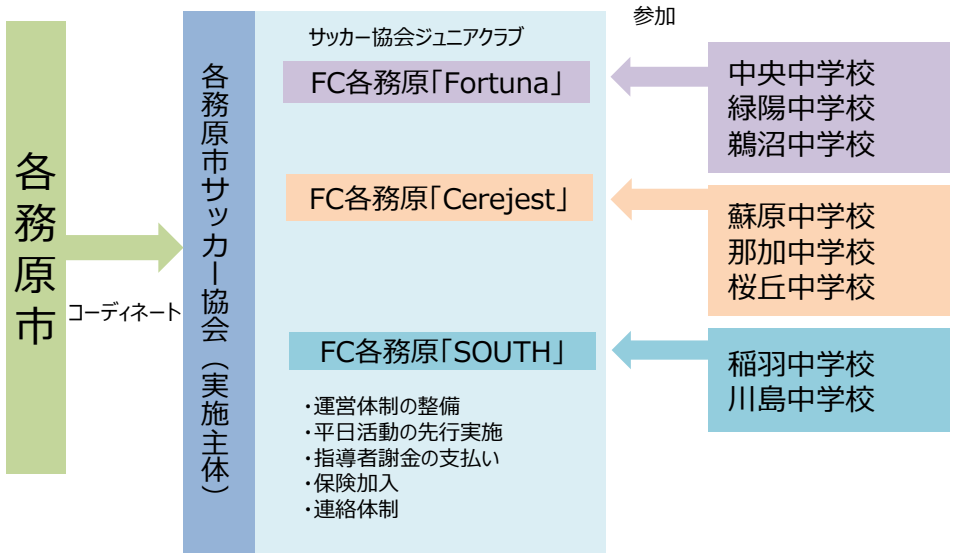
スポーツ庁

主な取組例　（サッカー協会ジュニアクラブ）

●サッカー協会ジュニアクラブ　活動概要

地域クラブ活動で実施した種目	サッカー
運営団体名	各務原市サッカー協会
活動日数	平日3日、休日1日を基本
指導者の主な属性	社会人18名、教員8名
活動場所	部活動が設置されている学校
主な移動手段	徒歩、自転車、保護者送迎
1人あたりの参加会費等（月額）	5,000円
1人あたりの保険料	スポーツ安全保険 生徒1人あたり：800円/年 指導者1人あたり：1,850円/年

●運営体制図（地域クラブ活動を実施する際の運営体制図）



●サッカー協会ジュニアクラブ運営スタッフ

●代表・副代表　1・2名
　役割：代表はクラブを代表し、会務を整理し、役員会及び総会の議長となる

●指導者代表・保護者代表　3・3名
　役割：各チームで本クラブの事業を執行する

●事務局長　1名
　役割：運営・連絡等事務の一切を処理する

●会計　1名
　役割：会計事務の一切を処理する

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保障・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取組
オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名　ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備

取組事項

- 本市が策定した「学校部活動の段階的な地域移行（展開）へのビジョン」に基づき、部活動のジュニアクラブ化が円滑に進むよう支援を行う。
- 市内の中学生を対象に活動する種目団体の拡大を図るとともに、ジュニアクラブで指導にあたる教員の兼職・兼業参加に向けた体制整備を進める。
- 協会ジュニアクラブの発足に向けて、協会担当者と随時連絡を取りながら、中学校長会での説明、保護者説明会・総会への参加、部活動顧問による兼職・兼業届に関する相談対応等を行い、クラブ発足に支障が生じないよう働きかける。

取組の成果

- 保護者会ジュニアクラブが円滑に活動できるよう、社会人指導者、部活動顧問、保護者会との連携を強化することができた。
- スポーツ協会ジュニアクラブでは、協会内で指導体制を整備し、発足前に保護者説明会を実施することで、関係者の理解と賛同を得たうえで活動を開始することができた。
- ホッケー協会及びサッカー協会のジュニアクラブでは、平日夕方からの地域クラブ活動を実施している。指導者謝金の支給等も含め、平日の地域展開のモデルとなるよう取組を進めている。
- スポーツ協会ジュニアクラブにおいて、年度末には新入生（小学6年生）を対象とした見学会を開催している。

今後の取組における課題

- 地域クラブへの地域展開について、学校やスポーツ協会と連携し、保護者等への理解啓発を進めた結果、地域展開したジュニアクラブが増加した。一方で、指導者の確保が困難であることから、ジュニアクラブとして立ち上げができていない部活動も存在する。

令和８年１月31日現在
■地域展開クラブ数

運動系　95部活			
地域展開「ジュニアクラブ」		部活動指導員による指導	未展開 ※部活動で活動
保護者会	スポーツ協会		
46	18	23	8
89%			

※令和７年度、部活動指導員配置校は地域展開を行わない。
※89%：部活動指導員配置校除く
※部活動指導員→R8地域クラブ指導者として継続依頼

課題への対応方針

- 保護者会ジュニアクラブにおいて、生徒数の減少に対応するため、合同保護者会ジュニアクラブの制度について検討する。
- スポーツ協会ジュニアクラブの活動を充実させるため、関係各課、中学校長会、中学校体育連盟との連携を強化する。

2.実証内容と成果

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名　ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備

コーディネーターの具体的な動きの実績

- 今年度の保護者会ジュニアクラブの活動状況を中学校長会に示し、休日の地域活動がより定着するよう、理解の促進に向けて働きかけた。
- スポーツ協会ジュニアクラブの発足に向けて、協会内の担当者と緊密に連携し、スポーツ課や中学校長会との調整役として取組を進めた。

地域クラブ活動の運営効率化に向けた取組

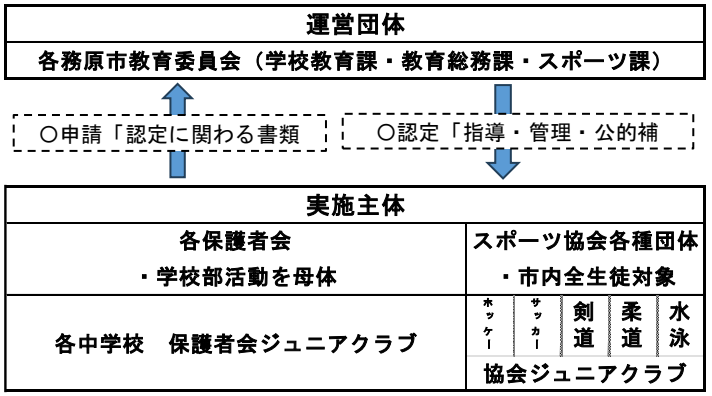
- 運営団体（教育委員会：教育総務課・学校教育課・スポーツ課）との連携及び役割分担を明確にした。
- 運営団体（教育委員会）と学校・実施主体との連絡方法を確立した。
- ジュニアクラブ活動指針に、円滑な運営に関する留意事項を盛り込み、運用した。

運営団体・実施主体の安全性確保に向けた取組

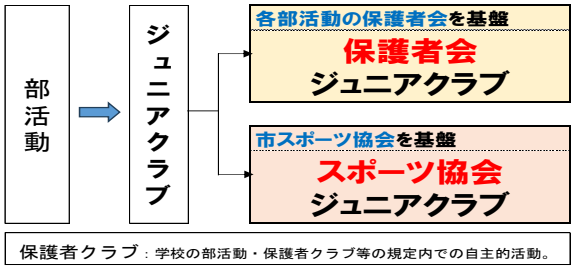
- 月間活動実施報告書の提出を通して、国及び県のガイドライン及びジュニアクラブ活動指針の遵守を徹底した。
- 運営団体（教育委員会）において、生徒の安全・安心な活動を確保するための指導者手引きを作成し、活用した。
- スポーツ安全保険（個人賠償責任保険を含む）への加入を徹底した。

地域クラブ活動におけるトラブル・事故発生時の対応方針

- 生徒指導上の問題行動等に関する生徒・保護者・指導者からの相談体制を整備し、指導支援における連携を図った。
- 緊急時における運営団体（教育委員会）及び校長への連絡体制を構築した。



■学校部活動の地域展開



出典:各務原市教育委員会学校教育課

2.実証内容と成果

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名　イ：指導者の質の保障・量の確保

取組事項

- スポーツ協会ジュニアクラブの指導者については、各種講習を受講して取得できる指導者資格（県教育委員会発行のライセンスを含む）を保有することを条件とした。
- また、保護者会ジュニアクラブの指導者についても、今年度中に全指導者が資格を取得できるよう、体制整備を進める。

取組の成果

- 指導者 127名を確保した。
- ジュニアクラブには、資格は保有していないものの、長年にわたり部活動の指導に携わってきた指導者が継続して指導を担っている場合が多い。引き続き、指導者資格の取得を推奨していく必要がある。
- ジュニアクラブ指導者に対しては、各中学校社会人指導者会が開催され、生徒指導上の留意事項や、体罰・ハラスメントの禁止事項について徹底している。
- 令和8年度に向けて、市独自の指導者人材バンクの設立を進めている。令和7年12月には、小学校教員に対して案内を行った。

今後の取組における課題

- 令和8年度から全ての部活動における休日活動の地域展開を目指しているが、社会人指導者が配置されていない部活動もあり、地域展開先となるジュニアクラブを立ち上げるためには、指導者の確保が必要である。
- 指導者資格を保有せず指導に携わっている社会人指導者も一定数いることから、安心・安全なジュニアクラブ活動を確保するため、研修会への積極的な参加を促す必要がある。

課題への対応方針

- 市広報等を通じて市独自の人材バンクを周知し、その活用を図る。
- 各中学校が実施する年間2回の指導者研修会の充実を図る。
- 運営団体（教育委員会）が作成した指導者要領や研修資料を周知し、活用を促す。
- 各種研修会の情報提供を行い、参加を推奨する。

【活用参考資料一覧（一部紹介）】

○ケーススタディから考えるグッドコーチング
～グッドプレーヤーのさらなる育成をめざして～（JSPO日本スポーツ協会）

○「熱中症警戒アラート」（環境省）

○「パワーハラスメントの定義について」（厚生労働省）

2.実証内容と成果

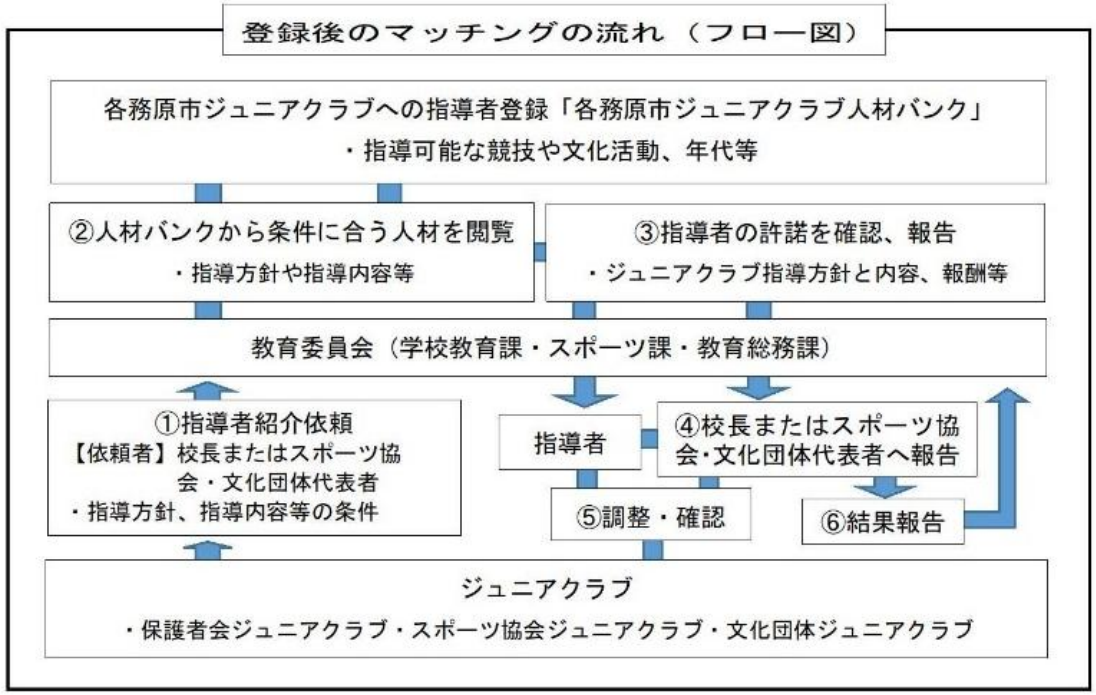
スポーツ庁

取組内容

●取組項目名　イ：指導者の質の保障・量の確保

多様な人材の発掘・配置に向けた取組

- 市独自の人材バンクを創設した。（右図）
- 学校教育課より直接、小学校教員や退職校長会に対して指導者募集を周知する。
- 市民や大学生、市職員等へ市の広報を通じて募集する予定である。



指導者研修の内容

- 効果的な練習方法と休養、コンプライアンスの重要性、体罰やハラスメントの根絶、自然災害への対応等、生徒の安全・安心な活動に関する内容を行った。

指導者研修受講者の声

- 当たり前に知っているものと思い込んでいたことが、再確認できた。
- 新たに気付かされたりする部分があり、改めて重要性を認識することができた。
- 保護者や生徒とのコミュニケーションを密にすることで、見えにくい課題を吸い上げ、指導につなげていきたい。
- 今後も最新の情報提供をお願いしたい。

2.実証内容と成果

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名　イ：指導者の質の保障・量の確保

指導者の資格取得促進に向けた取組

- 各スポーツ協会による資格取得にかかる費用の半額補助を行っている。
- 各スポーツ協会会長よりスポーツ協
- 会長が集まる会議において、資格取得を周知した。
- 保護者会ジュニアクラブ指導者に対しては、資格取得のための研修会の周知と積極的な参加の呼びかけを行った。

【ジュニアクラブ別指導者数（有資格）】

・保護者会ジュニアクラブ　83（32）
・スポーツ協会ジュニアクラブ　44（35）
・うち教員（兼職兼業）　14

【資格の種類】

・種目協会認定指導員（バスケットボール、サッカー、ハンドボール、剣道）
・日本スポーツ協会認定指導員

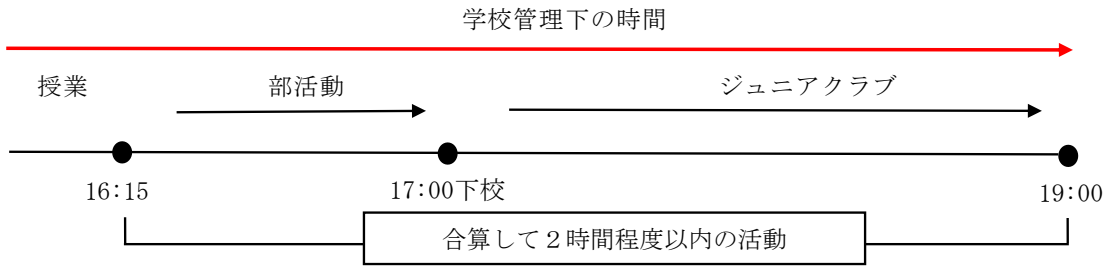
【種目別ジュニアクラブ指導者数（有資格）】

・野球	12（0）	・バスケットボール	17（11）
・バドミントン	8（2）	・ソフトテニス	14（11）
・バレーボール	7（5）	・卓球	7（0）
・水泳	5（1）	・ハンドボール	11（3）
・サッカー	18（17）	・陸上	6（0）
・ホッケー	8（4）	・剣道	10（10）
・柔道	3（3）	・バトントワリング	1（0）

平日・休日の一貫指導に関する取組

- サッカー協会ジュニアクラブにおいて、平日の活動についても指導者を割り振り、受益者負担で指導者への謝金が支払われた。
- ジュニアクラブも平日の放課後に学校施設を優先利用できるように調整することで、まずは活動場所を確保することができた。また、各ジュニアクラブ代表者と学校が生徒情報を共有する等、連携することで、平日、休日に関わらず一貫した指導を行うことができるようにしている。

■平日と休日の一貫指導における手立て「施設調整」
・部活動、ジュニアクラブの平日の活動時間は、学校管理下である１９時までの２時間とする。
・様々な活動形態にて活動する場合、合算して長くとも２時間程度以内とする。



2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保障・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取組
オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名　ウ：関係団体・分野との連携強化

取組事項

- 中学校長会において、本市の部活動地域展開の取組状況及び今後の見通し等について説明を行った。
- 市立小中学校PTA代表、市スポーツ協会代表、学識経験者等で構成される「部活動を考える会」を、昨年度に引き続き実施した。
- 市スポーツ協会において、部活動の地域展開に関する勉強会を開催し、本市の地域展開の状況を説明するとともに、協力体制の構築を図った。

取組の成果

- 毎月の中学校長会において、部活動の地域展開の進捗状況や課題、各校で取組む事項について説明した。特に、令和8年度からの休日部活動の完全地域展開を見据え、各学校におけるジュニアクラブ立ち上げの課題を共有した。
- 「部活動を考える会」においては、市が抱える課題を共有し、今後の見通しについて意見交換を行った。
- 市スポーツ協会が開催した部活動の地域展開に関する勉強会において、本市のビジョン、スポーツ協会ジュニアクラブの地域展開の進捗状況、発足に向けた取組事例を説明した。あわせて、地域展開が学校とスポーツ協会の連携によって成り立つことを共有し、来年度への協力体制づくりにつなげることができた。
- 市内全ての中学校において、令和8年度入学説明会に参加し、部活動の地域展開の概要及び本市におけるジュニアクラブ活動について周知した。

今後の取組における課題

- ジュニアクラブ立ち上げの際、これまで顧問が担っていた事務作業の引継ぎが円滑に行われるようにする必要がある。
- スポーツ協会ジュニアクラブを立ち上げる際、複数チーム制とする場合の学校区割りについて、各中学校の保護者会との事前相談と保護者の理解が必要である。

課題への対応方針

- 保護者会ジュニアクラブからスポーツ協会ジュニアクラブへの移行を進めるため、スポーツ協会と学校が協議・連携する場を設ける。
- 各中学校における部員数減少に対応するため、学校が中心となって保護者会ジュニアクラブ間の連携を図る必要がある。

関係団体等との連携に関するスポーツ推進委員の取組

【部活動を考える会】
参加者：学識経験者、PTA連合会、スポーツ協会、学校部活動顧問、教育委員会事務局
○意見交換の内容
・部活動における合同チームの運営や顧問に関する課題を整理するとともに、種目協会と学校との連携の在り方について協議を行った。また、学校単位にとどまらず、市全体で幅広い世代のスポーツ環境を考えていく必要があるとの共通認識を得た。
【スポーツ協会　部活動地域展開勉強会】
参加者：各スポーツ協会会長、市議会議員、市中体連会長
○意見交換の内容
・協会と学校（学校教育課）との連携の在り方をはじめ、施設使用条件の整備、大会運営や教員の参加・兼職兼業の取扱い、さらにスポーツ少年団指導者の参画について整理・検討を行った。

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保障・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取組
オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名　エ：面的・広域的な取組

取組事項

- 保護者会ジュニアクラブでは、今後、部員数が減少した際に十分な対応ができないことが予想される。このため、部活動コーディネーターが中学校長会に課題を提起しつつ、合同ジュニアクラブの立ち上げ等具体的な手立てについて助言を行い、協会ジュニアクラブへの展開が円滑に進むよう支援する。

取組の成果

- 男子バレーボールクラブにおいては、令和8年度よりスポーツ協会ジュニアクラブでの地域クラブ活動を進めている。
- 女子バレーボールクラブにおいては、スポーツ協会ジュニアクラブでの地域クラブ活動について検討を進めている。
- バスケットボールクラブにおいては、バスケットボール協会による指導者派遣を活用し、保護者会ジュニアクラブの活動を支援する体制を検討している。

今後の取組における課題

- 保護者会ジュニアクラブで地域クラブ活動が成立しない場合には、合同保護者会ジュニアクラブへの移行に向けた調整を行う必要がある。
- 同様に、地域クラブ活動が成立しない場合には、スポーツ協会ジュニアクラブへの展開を進める必要がある。

課題への対応方針

- 中学校長会において、保護者会ジュニアクラブの参加人数を共有し、合同チームの設立を含めた今後の方向性について共通理解を図る。
- スポーツ協会の各種目団体と意見交換を行い、代表者や指導者等の運営体制が整っている種目から、スポーツ協会ジュニアクラブへ展開を進める。

市区町村等を越えた取組

- 対象とするクラブ：スポーツ協会ジュニアクラブ（ホッケー、サッカー、剣道、柔道、水泳）
- 本市におけるジュニアクラブの構成員は、市内中学校に在籍する中学生を対象とすることを原則としているが、近隣の市町を対象区域として定める等個別に対応することを考えている。

（例）近隣の市町の小学校児童が各務原市のスポーツ少年団等で継続して活動しており、進学先中学校に部活動がない場合等。

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保障・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取組
オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名　オ：内容の充実

取組事項

- スポーツ協会ジュニアクラブは、発足後もさまざまな課題が生じることが想定される。保護者会ジュニアクラブと同様に、課題に迅速に対応し、ジュニアクラブの活動が滞りなく行われるよう支援することが重要である。

取組の成果

- 市スポーツ課からスポーツ協会各種目団体の情報提供を受け、各団体におけるジュニアクラブ創設の見通しを把握することができた。
- スポーツ協会の地域展開勉強会において、部活動コーディネーターが本市の地域展開の進捗状況や学校との協力体制について説明した。
- 同勉強会における各スポーツ協会種目団体の意見を踏まえ、スポーツ協会ジュニアクラブの運営体制や、中学生を対象とする各種目の大会運営の在り方について検討を進めることができた。

今後の取組における課題

- スポーツ協会各種目団体のジュニアクラブ化にあたり、代表者や指導者等の運営体制が十分に整っていない種目団体への支援の在り方について検討が必要である。

課題への対応方針

- ジュニアクラブ運営をはじめ、指導方法や大会運営等、スポーツ協会各種目団体同士の情報交流の方法や場の設定等を検討したい。

協会ジュニアクラブの受け入れ体制

種目		ホッケー	柔道	水泳	サッカー	剣道
対象	部活動あり	・那加・稲羽・蘇原 ・中央	・稲羽・蘇原	・蘇原・中央	・稲羽・川島・鵜沼 ・蘇原・中央	・那加・鵜沼・緑陽 ・蘇原・中央
	部活動なし	・桜丘・川島・鵜沼 ・緑陽	・那加・桜丘・川島 ・鵜沼・緑陽・中央	・那加・桜丘・稲羽 ・川島・鵜沼・緑陽	・那加・桜丘・緑陽	・桜丘・稲羽・川島
活動ブロック		一斉	一斉	一斉	■Ａブロック ・那加・桜丘 ・蘇原 ■Ｂブロック ・稲羽・川島 ■Ｃブロック ・中央・鵜沼 ・緑陽	■Ａブロック ・那加・桜丘 ・稲羽・川島 ■Ｂブロック ・緑陽・鵜沼 ■Ｃブロック ・蘇原・中央
活動場所		川崎重工 ホッケースタジアム	稲羽中 武道場	アクトス、 市民プール	■Ａブロック ・蘇原中 ■Ｂブロック ・稲羽中 ■Ｃブロック ・中央中 ・鵜沼中	■Ａブロック ・那加中 ■Ｂブロック ・緑陽中 ・鵜沼中 ■Ｃブロック ・蘇原中 ・中央中
中体連大会		協会	協会	学校	協会	協会

出典:各務原市教育委員会学校教育課

2.実証内容と成果

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名　カ：参加費用負担の支援等

取組事項

- 保護者会ジュニアクラブ及びスポーツ協会ジュニアクラブにおいて、個人負担の大きな要素となっている指導者への謝金や、活動場所となる公共施設の使用料について、支援する体制を構築した。

取組の成果

- 本市による指導者謝金の補助については、1つのジュニアクラブにつき「1,000円／時間、上限210時間」を基本として予算を計上した。
- 指導者が複数いるクラブや、平日にも地域クラブ活動を行うクラブでは、補助の上限を超えるため、不足分を受益者負担として参加費から指導者謝金を支払っている。

今後の取組における課題

- 今後、各ジュニアクラブにおいて所属生徒数が減少することが想定され、必然的に一人当たりの活動費が増額する可能性がある。
- 複数の指導者を必要とする種目では、指導者謝金補助の上限（210時間）を超えることで、保護者負担が増加する可能性がある。

課題への対応方針

- 指導者謝金については、公費負担と受益者負担のバランスを検証し、持続可能な運営方法を検討する。
- 参加生徒が減少したジュニアクラブにおいては、隣接学校区との合併等、過度な負担とならない地域クラブ編成となるよう調整を行う。

■学校施設使用料　※19時まで無料

開放施設		使用区分	施設使用料	夜間照明使用料	空調使用料
屋外運動場		1時間	無料	2,200円	―
体育館	全面	1時間	500円	―	2,000円
	半面		250円	―	1,000円
格技場	全面	1時間	500円	―	―
テニスコート1面	那加中	1時間	無料	800円	―
	川島中	1時間	無料	500円	―

■主な市施設使用料　※減免

開放施設		使用区分	施設使用料	夜間照明使用料
スポーツ広場テニスコート	高校生以下	1面1時間	250円	500円
勤労者相互グラウンド	高校生以下	1時間	400円	2,200円
陸上競技場	専用	1時間	2,000円	―
	団体	午前	5,000円	―
		午後	6,000円	―
サッカー場	1面	1時間	1,000円	―
地区体育館	高校生以下	1時間	500円	―
総合体育館	全面	9時～11時	4,000円	※19時までは同額
		19時から22時	6,000円	―
	1/4面	9時～11時	1,200円	※19時までは同額
		19時から22時	1,800円	―

出典：各務原市教育委員会スポーツ課

2.実証内容と成果

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名　カ：参加費用負担の支援等

収支バランス

- 本市からの指導者謝金の補助は、1つのジュニアクラブに対して、1,000円/時間、上限210時間を基本として予算を計上した。

※算出方法：休日50日×3時間、大会10日×6時間

- 参加生徒、指導者の保険料や会場使用料については受益者負担としている。
- 指導者謝金の補助は休日のみを想定しており、上記210時間を超えた分や、平日活動にかかる指導者謝金は受益者負担とした。

持続可能な運営に必要な受益者負担額の試算

■受益者負担

- ジュニアクラブ保険料（生徒、指導者）
- 協会登録費、大会参加費、用具代等
- 平日活動の指導者謝金
  （一部スポーツ協会ジュニアクラブのみ）

■ランニングコスト

- 指導者謝金（14,850千円）
- 事務局人件費（4,284千円）

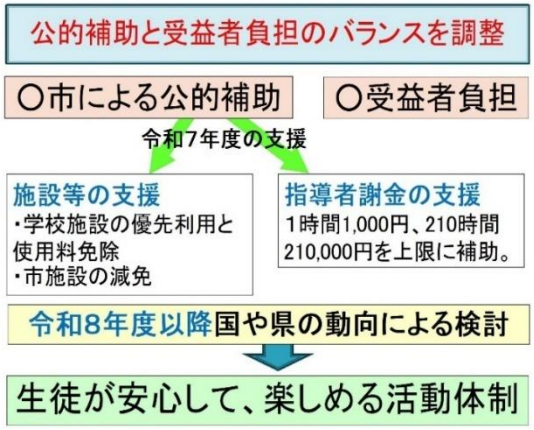
●収入

項目	費用	割合
公費	19,138,799	50%
各種団体　クラブ費（受益者負担）	18,794,030	50%
合計	37,932,829	—

●支出

項目	費用	割合
地域クラブ活動費	33,644,030	89%
諸謝金（指導者）	14,850,000	44%
各クラブ活動費（保険料含む）	18,794,030	56%
事務局運営費	4,288,799	11%
人件費	4,283,799	99%
消耗品費	5,000	1%
合計	37,932,829	—

受益者負担について



出典：各務原市教育委員会学校教育課

2.実証内容と成果

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名　キ：学校施設の活用等

取組事項

- 学校施設を使用する際は、活動時間や場所の調整を顧問が中心となって行っている。今後、平日の地域展開が進んだ場合でも連絡調整を担う顧問の配置が必要であることを、校長会において共通理解する。
- 学校（顧問等）による学校施設利用の調整を進める。
- 休日及び平日（19時まで）の学校施設や学校備品等について、優先利用と無料化（グラウンド夜間照明及び体育館空調利用を含む）を行う。

今後の取組における課題

- 平日は学校部活動で活動し、休日はジュニアクラブで活動する状況が当面続くと考えられるため、学校施設の利用調整は学校が主体となって行う必要がある。
- 平日の活動については基本的に学校施設を利用しているが、今後、学校単位での活動が難しくなる場合に備え、活動拠点及びその調整方法について検討を進める必要がある。
- 学校優先時間以外（一般開放時間帯）の施設利用については、関係機関との連携が必要である。

取組の成果

- ジュニアクラブの活動時間や活動場所の調整に加え、指導内容についても、部活動の顧問とジュニアクラブの指導者が連携を図りながら、互いに情報を共有し、統一した方針で指導にあたっている。
- ホッケー協会ジュニアクラブは、優先的に専用スタジアムを使用して練習を行うことができ、競技力の向上につなげることができた。

課題への対応方針

- ジュニアクラブの活動時間を19時までと定義しているが、今後、平日の地域展開が進み、ジュニアクラブとして19時以降の活動を希望する場合には、ナイター使用料等、市としての施設利用に関するルールを定めていく必要がある。
- 学校施設の利用調整は学校が主体となって行う必要があることから、指導内容を含め、これまで以上に顧問とジュニアクラブ指導者の連携を図る必要がある。

2.実証内容と成果

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名　キ：学校施設の活用等

学校施設利用上の負担軽減に向けた取組

- ジュニアクラブは、優先して学校施設を利用することができている。活動時間や場所については、他団体との重複を避けるため、ジュニアクラブ指導者と部活動顧問が調整しながら決定している。
- ホッケー協会ジュニアクラブは、専用スタジアムで練習を行っており、スポーツ課から減免措置が講じられている。その他のジュニアクラブが公共施設を利用する際は、優先利用はできないものの、使用料については減免を行っている。

用具使用・管理等における取組

- 学校管理課の管理時間帯においては、グラウンド夜間照明及び体育館空調の使用に係る負担を軽減している。
- 学校備品の活用や確保等については、部活動を基準としているため、部活動のルールに則って活用する。

学校施設利用の調整について（活動計画）

日	曜	行事	活動時間	活動場所	活動内容	指導者	備考
19	金						
20	土		9:00 ～11:00	体育館	練習	＊	保護者クラブ
21	日		8:00 ～14:00	総合体育館	◎◎大会	＊	ジュニアクラブ
22	月						

※A中学校B部の活動計画表の記載例

【施設設備の利用に関する規則　※一部抜粋】

- **利用者は、学校の施設設備を変形し、または変質させ、またはき損し、若しくは亡失してはならない。万一直接たると間接たるとを問わずこの利用が原因しとて学校の施設設備が変形、変質、き損若しくは亡失した場合は、利用者は、現状に復するか、または損害の賠償をしなければならない。**
- **利用者は、学校の施設設備に特別の設備を架設し、若しくは一時的な加工をして使用する場合にはあらかじめ許可者の承認を得ておかなければならない。利用者は、前項によって使用した後は、速やかに現状に復した上、許可者の確認を得なければならない。**
- **使用のための準備および使用後のあと片付けは、利用者がしなければならない。**

2.実証内容と成果①

スポーツ庁

総括・成果の評価・今後に向けて

●総括

- ジュニアクラブへの展開状況は67%であり（部活動指導員配置部活動：運動部25%）、令和8年度からの休日部活動の地域展開に向け、すべての部活動において地域展開先となるスポーツ協会ジュニアクラブ及び保護者会ジュニアクラブを創設した。
- 部活動指導員の配置は令和7年度までとし、令和8年度以降はジュニアクラブ指導員へ移行してもらうよう調整した。
- ジュニアクラブの活動時間を19時までと定義している。今後、平日の地域展開が進み、19時以降の活動を希望する場合には、ナイター使用料等、市としての施設利用に関するルールを定める必要がある。
- ジュニアクラブ指導者に対しては、各中学校で社会人指導者会を開催し、生徒指導上の配慮事項や体罰・ハラスメント等の禁止事項について徹底した。
- 指導者謝金の補助については、1つのジュニアクラブにつき「1,000円／時間、上限210時間」を基本として予算を計上した。

●成果の評価

- 各学校における部活動のジュニアクラブ化が円滑に進むよう支援したことで、整備が整った部活動から順次登録を進めることができた。これにより、令和8年度からの休日活動の地域クラブでの完全実施に向けた準備が整った。

学校部活動の地域展開「評価（5段階）」（令和7年11月）※一部抜粋

	評価項目	評価
1	生徒がスポーツや文化芸術活動に親しみながら健全な成長を具現する活動の場（居場所）となっているか	4.2
2	教職員の負担軽減となり、多くの生徒に目を向けられるゆとりにつながっているか	3.9

○ 評価者
- 部活動を考える会委員※学校外部者有
- 中学校長

○ 評価時期
- 11月、２月の年２回

●今後に向けて

- 平日は学校部活動、休日はジュニアクラブで活動する状況が当面続くと考えられるため、学校施設の利用調整は学校が主体となって行う。
- 保護者会ジュニアクラブにおいては、生徒数の減少に対応するため、合同保護者会ジュニアクラブの制度を検討する。また、スポーツ協会ジュニアクラブの活動を充実させるため、関係各課、中学校長会、中学校体育連盟との連携を強化する。
- 部活動に参加する中学生を対象とした大会運営については、部活動顧問（教員）が主体となっている種目もあることから、教員が関与しない大会運営の在り方について検討を進める。

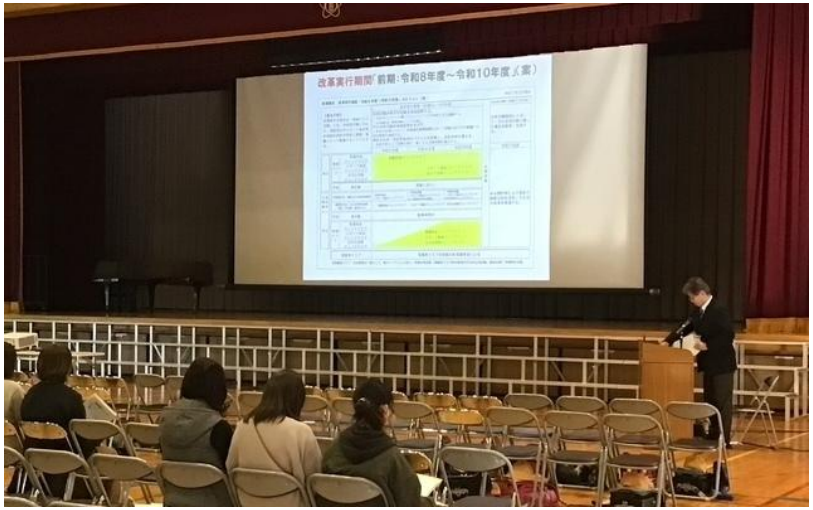
2.実証内容と成果②

スポーツ庁

参考資料（活動写真）



【A中学校入学説明会】



【A中学校入学説明会】



【B中学校入学説明会】



【スポーツ協会　地域展開勉強会】

2.実証内容と成果

スポーツ庁

保護者会・協会ジュニアクラブ活動の実施に至るまでの合意形成プロセス

地域展開先となる「保護者会ジュニアクラブ」は、社会人指導者の登録等体制が整った部活動から展開を行い、12月までに46部活動を認定し、活動を行っている。ホッケー、水泳、柔道、サッカー、剣道の5種目はスポーツ協会が主体となり、「スポーツ協会ジュニアクラブ」として、18部活動を含めた市内全ての中学生を対象に活動している。市の方針「令和8年度以降は休日活動の完全地域展開とする」ことを、未展開の31部活動の保護者会やスポーツ協会にも周知している。

4月から 新規保護者会ジュニアクラブ申請受付と承認 ▶ 適時 スポーツ協会地域移行担当者との面談 ▶ **9月** 中学校長会で令和8年以降の地域展開について説明 ▶ スポーツ協会ジュニアクラブ見学会について調整 ▶ **1月** 令和8年市内中学校の入学説明会にて、地域展開について説明 ▶ **2月** 中学校長会で保護者会ジュニアクラブの活動実績と課題を提示

●ステークホルダー

市教委（教育総務課、スポーツ課、学校教育課、コーディネーター）
部活動保護者会、スポーツ協会地域展開担当、中学校長会

●経過（令和7年度）

4月～　保護者会ジュニアクラブ認定、活動方法についての質問対応、活動内容について説明（随時）
7月　　スポーツ協会ジュニアクラブ発足に向け、関係団体と打ち合わせ
7月～　中学校長会と令和8年以降の地域展開に向けた調整
12月　スポーツ協会ジュニアクラブの新入生向け見学会の調整
1月　　来年度入学の生徒・保護者に地域展開について説明
スポーツ協会において、地域展開の勉強会の実施
2月　　中学校長会に令和8年以降の地域展開ロードマップ等の提案

●実施にあたって生じた課題

- ジュニアクラブの施設の優先利用、減免等のルール作り
- 社会人指導者の確保
- ジュニアクラブの運営体制、教員の参加等、学校長の理解と協力
- 指導者欠席時の保護者会ジュニアクラブ活動の実施
- 平日のジュニアクラブ活動に伴う受益者負担について

●実施内容、工夫した点 等

- 生じた課題に対して必要に応じて関係課と協議し、中学校長会で経過報告を行い、中学校の理解を得ながらジュニアクラブの発足につなげた。
- スポーツ協会ジュニアクラブの平日の活動は、今後の平日の地域展開の指標になる。
- 充実した運営ができるよう助言した。
- 保護者説明会、設立総会等に参加し、行政の支援について説明した。

3.今後の方向性

スポーツ庁

各務原市「地域展開の運営体制と自治体・ジュニアクラブ・学校の連携体制」

運営団体

各務原市教育委員会（学校教育課・教育総務課・スポーツ課）

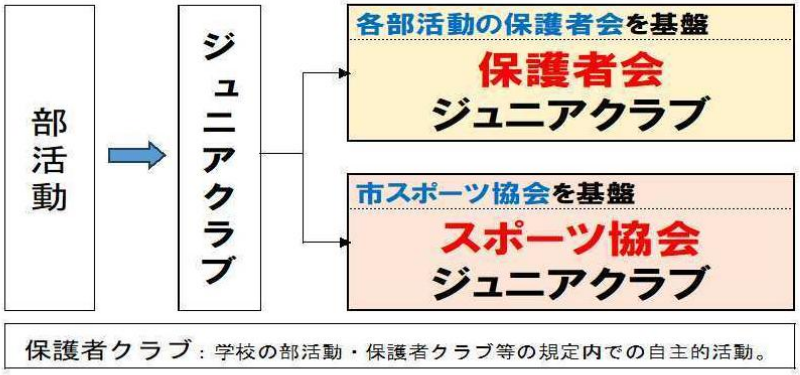
○申請「認定に関わる書類提

○認定「指導・管理・公的補助」

実施主体

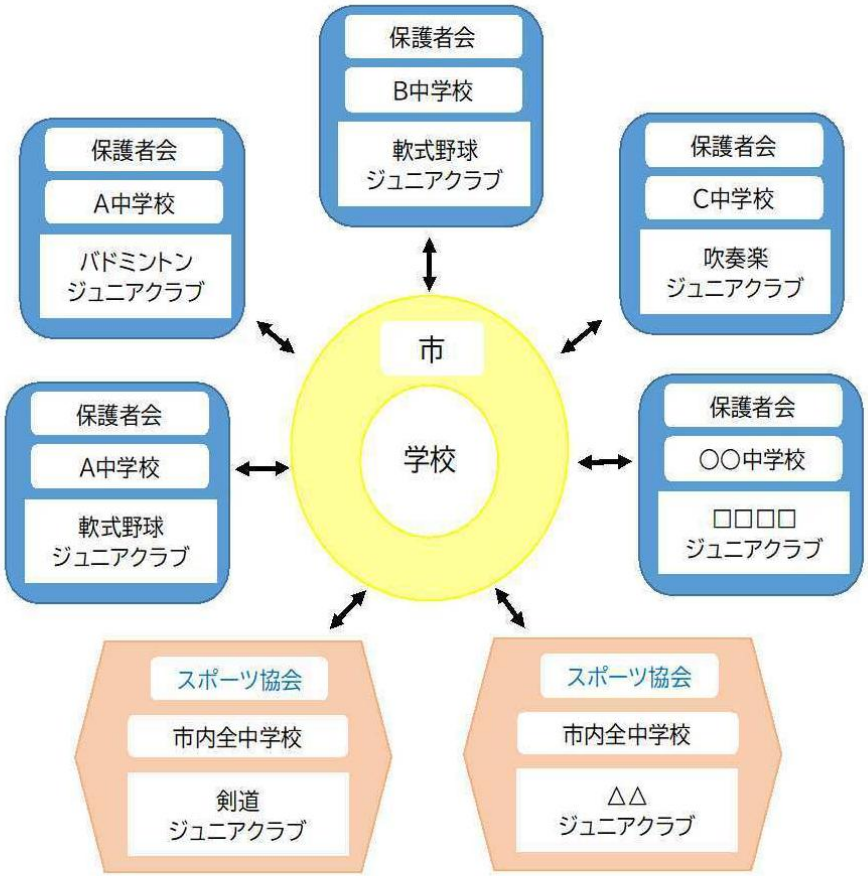
各保護者会 ・学校部活動を母体	スポーツ協会各種団体 ・市内全生徒対象
各中学校　保護者会ジュニアクラブ	ホッケー　サッカー　剣道　柔道　水泳 協会ジュニアクラブ

■学校部活動の地域展開



保護者クラブ：学校の部活動・保護者クラブ等の規定内での自主的活動。

■連携体制



※スポーツ協会ジュニアクラブにおいて、生徒の参加対象地域は、中学校区単位とする。

3.今後の方向性

スポーツ庁

地域連携・地域移行の推進に向けた今後のロードマップ

各務原市　改革実行期間「令和８年度～令和10年度」のビジョン（案）

令和７年９月現在

【各務原市認定地域クラブ】
市が示した認定要件等に基づき、学校と地域との連携・協働によって、学校部活動の教育的意義を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動を行う市が認定した地域クラブとする。
※保護者会、スポーツ協会、文化芸術団体等が実施主体となる。

改革実行期間「前期R８～R10年度」

全部活動の休日の活動を地域展開する。
・大会やコンクール等へジュニアクラブが母体となり出場する。
※中体連大会・夏季吹奏楽コンクールを除く。
平日の部活動の地域展開をめざす。
・平日の改革について、改革実行期間前期において活動のあり方や課題への対応策等を検証する。
謝金の公的・受益者負担のバランスを調整し、自走体制を整える。
・生徒が安心して活動を続け、楽しめる活動体制を確立する。

改革実行期間「後期R11～R13年度」

生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実する。

			令和８年度	令和９年度	令和10年度	中間評価	令和11年度
休日	地域クラブ	保護者会ジュニアクラブ スポーツ協会ジュニアクラブ ※文化団体ジュニアクラブ	保護者会ジュニアクラブ	スポーツ協会ジュニアクラブ ※文化団体ジュニアクラブ		中間評価	
	学校	部活動	実施しない。				
大会等の参加	中体連大会・夏季ｺﾝｸｰﾙの参加母体		・学校部活動 ・スポーツ協会ジュニアクラブ	・学校部活動 ・スポーツ協会ジュニアクラブ ※一部競技全国大会廃止	・学校部活動 ・スポーツ協会ジュニアクラブ ※文化団体ジュニアクラブ		★中間評価により改めて取組方針を定め、さらなる改革を推進する。 〇運営体制の定着 〇指導体制の充実
	連盟等大会・ｺﾝｸｰﾙの参加母体 ※除：中体連・夏季ｺﾝｸｰﾙ		・保護者会ジュニアクラブ　・スポーツ協会ジュニアクラブ　※文化団体ジュニアクラブ				
平日	学校	部活動	勤務時間内				
	地域クラブ	保護者会ジュニアクラブ スポーツ協会ジュニアクラブ ※文化団体ジュニアクラブ	保護者会ジュニアクラブ スポーツ協会ジュニアクラブ ※文化団体ジュニアクラブ				
保護者クラブ			保護者クラブ※実施は各保護者会による				

※保護者クラブ：社会教育の一環として、県ガイドラインに則り、学校の部活動・保護者クラブ等の規定内での自主的活動。謝金を除く市補助の対象。